

# 国民健康保険税率等改正のお知らせ

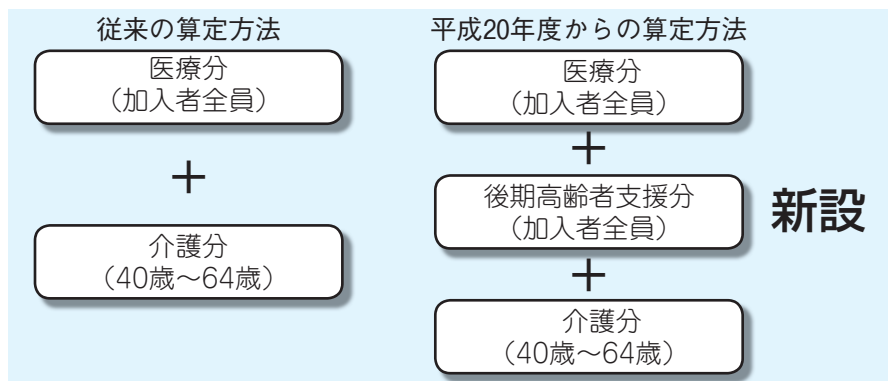
後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の創設に伴い、74歳以下のかたも後期高齢者医療制度の医療費などの一部を支援していただくことになり、これまでの医療分・介護分に加え、新たに後期高齢者支援分を合算して課税することになりました。これに伴い、平成20年度の国民健康保険税の算定方法、課税限度額、税率などを次のように改正しました。

## 後期高齢者支援分とは

後期高齢者医療制度は、対象となる被保険者の皆さんに納めていただく保険料と、公費(国、県、市)、現役世代(0歳から74歳まで)、それぞれの医療保険(国民健康保険や社会保険など)からの支援金を財源として運営されます。この現役世代の負担分を「後期高齢者支援金」といい、本市の国民健康保険でも後期高齢者支援分として負担することになりました。

## 算定方法の改正

これまでの国民健康保険税は「医療分」「介護分(40歳から64歳まで)」を合わせて課税していましたが、平成20年度からは新たに「後期高齢者支援分」を合算して課税することになりました。



国民健康保険税率等の改正内容

区 分		改正前	改正後
医療分 (対象：国保加入者全員)	所得割	7.6%	6.8%
	資産割	25.0%	22.4%
	均等割	26,400円	22,600円
	平等割	36,000円	29,900円
	課税限度額	560,000円	470,000円
後期高齢者支援分 (対象：国保加入者全員) <b>新設</b>	所得割	—	1.7%
	資産割	—	5.4%
	均等割	—	5,400円
	平等割	—	7,200円
	課税限度額	—	120,000円
介護分 (対象：40歳～64歳)	所得割	0.9%	0.9%
	資産割	3.0%	3.0%
	均等割	4,200円	4,200円
	平等割	5,600円	5,600円
	課税限度額	90,000円	90,000円

※所得割は世帯の加入者の所得に応じて、資産割は世帯の加入者の資産に応じて、均等割は世帯の加入者数に応じて、平等割は世帯ごとに計算します。

※平成20年度の介護分の課税限度額、税率に変更はありません。

## 低所得者軽減についての措置

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税が急激に増加することを避けるため、国民健康保険税の軽減判定のとき、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したかたの所得および人数も含めて判定します。(5年間適用)

## 平等割で課税される

## 国民健康保険税の軽減措置

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となるかたについて、医療分と後期高齢者支援分にかかる平等割を半額にする措置がとられます。(5年間適用)

※国民健康保険税は世帯ごとに算定します。納税義務者は世帯主です。また、世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している場合でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者になります。

## 問い合わせ先

国保年金課保険税係

(☎) 51111

内線 242・243